## 第2種漁港 南浦漁港(須美江地区)における

- ①放置等禁止区域指定
- ②プレジャーボート係留指定施設指定 のお知らせ

南浦漁港(須美江地区)では、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。 今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

## ● (1)について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止区域	図に示す須美江突堤と須美江防波堤を 結んだ線及び水際線に囲まれた水域
放置等禁止物件	漁船を除く船舶

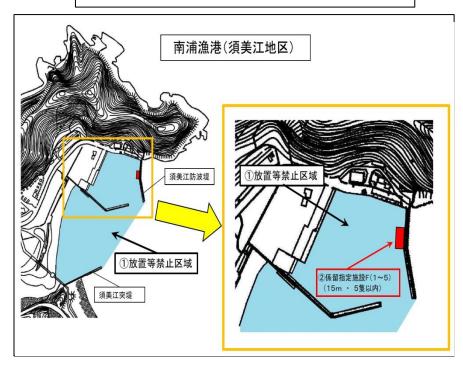
## ②について

宮崎県漁港管理条例の規定により、プレジャーボートが使用することができる施設を指定します。 なお、使用するには許可が必要ですので、北部 港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0982-52-5366)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用 に供するヨット、モーターボート等で、 漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

## 放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので ご注意ください。

なお、指定は平成25年2月1日より適用します。

宮崎県知事